

申告書第3表（土地等の内訳書）の記載要領

1 この表は、保有する土地等の内訳を記載するために使用する。

2 「※整理番号」欄は、申告書提出者においては記載を要しない。

3 「1 課税価格の内訳」表の各欄

(1) 「一般分土地等」欄

「面積」及び「課税価格に算入すべき価額」の各欄には、「土地等の明細書（一般分）」の「面積」及び「課税価格に算入すべき価額」の各欄の「合計」欄の面積及び金額をそれぞれ転記する。

(2) 「課税価格特例土地等（1/2特例分）」欄

イ 「地価税法別表第二関係」欄

「特例適用条文」、「面積」及び「課税価格に算入すべき価額」の各欄には、「土地等の明細書（1/2特例分）」に記載された土地等のうち、地価税法第17条（課税価格の計算の特例）の規定の適用を受けるものについて、該当する同法別表第二の各号の別（第2号にあっては、更に同条のイからへの別）に記載する。この場合、地価税法第17条第2項の規定の適用を受ける土地等については、同法別表第二第9号の土地等に当たるものとして記載する。

なお、「特例適用条文」欄は、次の記載例に従って記載する。

【記載例】

地価税法別表第二の

第1号の場合 ⇨ 0 1 号

第2号イの場合 ⇨ 0 2 号 イ

(注)1 地価税法別表第二の同じ号に該当する土地等が2以上ある場合には、それらの面積及び

課税価格に算入すべき価額のそれぞれを合計したところにより記載する。

2 地価税法別表第二の各号のうち、該当する号が5以上ある場合には、それら各号に該当する土地等のうち、課税価格に算入すべき価額の大きい土地等から順に3番目に課税価格に算入すべき価額が大きい土地等まで記載し、残りは、まとめて記載（「特例適用条文」欄には、まとめて記載するもののうち、最も課税価格に算入すべき価額が大きい土地等に係る地価税法別表第二の号を記載する。）する。

ロ 「租税特別措置法」欄

「特例適用条文」欄に適用条文を記載の上、該当する土地等の「面積」及び「課税価格に算入すべき価額」を集計し、上記イに準じて各欄に記載する。

(3) 「課税価格特例土地等（2/3特例分）」欄

「土地等の明細書（2/3特例分）」に記載された土地等について、「特例適用条文」欄に適用条文を記載の上、該当する土地等の「面積」及び「課税価格に算入すべき価額」を集計し、上記(2)イに準じて各欄に記載する。

(4) 「課税価格特例土地等（1/5特例分）」欄

該当する土地等の「面積」及び「課税価格に算入すべき価額」を集計し、各欄に記載する。

4 「2 非課税土地等の内訳」表の各欄

「土地等の明細書（非課税分）」に記載された土地等について、「区分」欄の各区分ごとに、該当する土地等の合計面積を「面積」欄に記載する。